

畜産物（肉用牛・豚）の補助対象部位等

農林水産物流通条件不利性解消事業の補助対象とする「肉用牛（子牛除く）」及び「豚」について、補助対象となる部位等は、以下のとおりである。

【輸送費補助の対象】

- 生体・・・全重量補助対象（牛の場合、個体識別番号が確認できるもので、かつ、60日以内にと殺されるもの）
- 生体以外
 - ①枝 肉・・・補助対象
 - ②副生物・・・食用部位で、原則、県産表示が可能なもの
（ただし、原皮、脂、骨及び血液は除く。）

＜参考＞副生物の種類（例）

【牛の副生物】

1. 心臓（ハツ）、2. 肝臓（レバー）、3. 腎臓（マメ）、4. 第一胃（ミノ）、
5. 第三胃（センマイ）、6. 横隔膜（ハラミ）、7. 横隔膜（サガリ）、
8. 小腸（ヒモ）、9. 大腸（シマチョウ）、10. 舌（タン）、11. 頭肉（ホホニク）、
12. 尾（テール）など

【豚の副生物】

1. 心臓（ハツ）、2. 肝臓（レバー）、3. 腎臓（マメ）、4. 胃（ガツ）、
5. 小腸（ヒモ）、6. 大腸（ダイチョウ）、7. 舌（タン）、8. 足（トンソク）、
9. 子宮（コブクロ）など